

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第9回）

日時 令和元年8月2日（金）10：00～11：19

場所 経済産業省本館17階国際会議室

○下堀ガス市場整備室長

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第9回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日、柏木委員はご欠席となる旨、ご連絡をいただいております。

また、柏木委員につきましては、総合資源エネルギー調査会の委員としての任期が更新され、7月29日付で改めて委員の任命がなされたところをごさいます、本ワーキンググループの委員としても、その上位機関であります電力・ガス基本政策小委員会の山内小委員長から改めて指名がありましたので、その旨ご報告いたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

委員の皆様には、お手元に iPad をご用意させていただいておりますが、議事次第にもごさいますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3が二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討、資料4がLNG基地の第三者利用に関する検討、資料5がスタートアップ卸に関する受付窓口設置状況に関する報告、資料6がガスの小売営業に関する指針の改定状況に関する報告、以上でございます。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議事ではありますが、先ほどお配りしました議事次第にありますように、4つの議題となっております。

プレスの撮影はここまでとさせていただきますので、以降、傍聴はもちろん可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席をいただきたいと思います。

それでは、早速ですけれども、1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目は、二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討についてでございます。事務局から内容の説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

では、資料3を開いていただければと思います。

二重導管規制の関係ですけれども、前回6月のワーキングで論点等をお示したところでありましたが、そのときにいただいた委員の皆様からのご指摘等も含めて、さらに論点を深掘りするような形で今回資料をご用意しております。

まず、スライド1、2は、前回の議論概要でございますので省略させていただいて、スライド3からスタートさせていただきます。

スライド3ですが、前回、松村委員から、二重導管規制の見直しの具体策を議論する前に、二重導管規制の撤廃ということで、上限規制を撤廃して、利益阻害性があることが確実な場合に限り例外的に規制の対象とするという選択肢について、まず議論すべきという意見が示されたところでございます。

この二重導管規制の趣旨はここにも書いておりますが、既存導管網の効率的な活用を図って、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにあります。

仮に二重導管規制を撤廃するという選択肢を採用した場合は、託送供給不可能ガスを供給するための特定ガス導管の敷設の投資を促進することになりまして、これによって既存導管網の需要が脱落し、既存導管網の稼働率が低下することが考えられ、結果として、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇など、既存需要家の利益阻害につながる蓋然性が高まることと考えられます。そのため、一定の規制を設けることが適切ではないかと思っております。

また現在、本ワーキンググループにおきまして、熱量バンド制の導入是非に関する議論も並行して行われておりますので、その動向等にも留意しながら、2020年度以降の二重導管規制の内容について検討を深めることとしてはどうかと思っております。

次のスライド、4ページ目でございます。

こちら前回のワーキングにおいて、委員から、全国一律ではなく地域ごとに二重導管規制によって需要がどの程度伸びてきたのかを明確にした上で議論を開始するのがよいというご意見があったところでございまして、その数値、あくまで参考となる試算値をこちらに示しております。

表が3つありますが、一番上の表は、3年・4.5%を決めた際の全国における総供給量の伸び率、ネットワーク需要の伸び率でございますが、ガス事業生産動態統計調査は、平成28年度までは同じような数値がとれるのですが、29年度からこの調査表を変更しておりまして、すぐに総供

給量をとることが難しくなりました。必要があれば、きちんと事業者に対して法に基づく報告徴収といった形で正式な数値をとることは可能ですが、議論のために大手4者にご協力いただきまして、A、B、C、Dというように事業者ごとにその需要量、ネットワーク需要の伸び率をそちらの表にまとめております。

こちらネットワーク需要ということでございますが、3年前の議論と形は同じにしていますので、連結託送量も含んだ形になっております。これを入れる、入れないというのは後ほど論点になりますが、ここでは、前回の数字をそのまま引き継いで伸び率を表しているということになります。

さらに、3つ目の表ですが、平成18年から数値のとれる直近年度までにおける個社ごとの伸び率の単純平均をとっております。こちら具体的な伸び率、その期間であるとか計算方法というのは、後ほど論点になると思っておりますので、現時点では、本日詳細な検討を行う上での議論のために試算した数字となっております。

この平均を見ると、大手4者ということなのですが、多いところで年平均1.43%、例えば3年で言えば約4.3%伸びているというところがある一方で、マイナスの伸び、つまり需要が減っているというエリアもあるというのがこの表から見てとれるかと思えます。後ほどの議論の参考にさせていただければと思います。

次のスライド5でございます。逸失利益に関しても議論がございました。

特定ガス導管事業を仮に認めなかった場合、ネットワーク需要の伸びが一般ガス導管事業者の託送料金の値下げ原資となって、これが当該供給区域内の需要家の利益を増進するという考え方もあり得るところでございます。

しかしながら、現行の制度は、第30回ガスシステム改革小委員会におきまして、2つ大きな目的がありまして、①として、大口需要家の獲得競争を促進して、旧一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化、これを進展させることによって、直接この二重導管の恩恵を受けない小口の需要家への低廉なガス供給の実現。

それから②として、低廉な託送供給不可能ガスの大口需要家への供給を実現することによって、我が国の産業競争力の強化、これらを目的として設計されたというところでありまして、現行の運用においては、託送料金の値上げが行われないことを前提とした判断が行われて、実際に需要が獲得された供給区域において託送料金の値上げはなかったところでありまして、今回の見直しにおいては、これらの前提を維持しながら、①、②の達成を目的として、需要家の利益を増進していくこと、現行の目的、仕組みを基本的に踏襲するというのでいかがかと思っております。

スライド6、7は3年前の議論の参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

スライド8でございます。これも前回、委員から小売料金や託送料金にどのような影響があったのかという質問がございました。

まず、託送料金につきましては、現行制度が始まって以降、大阪ガスさんが託送供給料金の平均約0.5%引き下げを本年3月に実施しております。その他、3者においては託送料金の変動はなかったところでございます。

新規参入者による特定ガス導管の敷設がそれぞれの供給区域で小売料金に与えた影響について、各社のコメントをこちらに掲載しております。

A、B、C、Dとありますが、A社は旧一般ガス事業者であります、湾岸エリアで競合によって価格の値下げが進んでいるものの、内陸を含めた全体でも、それと同等以上に価格の値下げは進んでいるというコメントでした。

さらに、旧一般ガス事業者B社からは、二重導管規制緩和の影響によって、供給区域内で二重導管対象需要のほうが著しく価格競争が進んだという事実はないというコメントをいただいております。

新規ガス小売事業者のC社からは、現在特定ガス導管事業で供給を行っている需要家について、供給開始前後で値下げ効果が生じているとのこと。また、その近傍でも競合して、結果的に失注した需要家についても同等以上の値下げ効果が生じていると推定しているということでもあります。

D社、新規ガス小売事業者ですが、二重導管規制緩和対象需要家に対して、未熟調ガスによる入札を2年連続で実施しているとのこと。需要家からは、規制の緩和によってガス供給の競争力が高まっていることは確かであり、今後も規制緩和の拡大を希望するとの意見があったということでございます。

これらも踏まえつつ、前回提示した6つの論点につきまして、スライド10以降で一つ一つ見ていきたいと思います。

まず、獲得可能量の残量開示の可否ということですが、今回、制度見直しの主要な要素といたしまして、新規事業者さんの予見可能性の確保、これは前回のワーキングでも意見があったところですが、これがやはり重要な観点で、そういった方向で検討をしているところでございます。この残量開示につきましては、予見可能性の確保という観点からもそれに資すると考えられますので、獲得可能量の残量を開示することとしてはどうかと思っております。開示の方法としては、事業者が国に照会して、照会に応じて国が回答する形としてはどうかと思っております。

続きまして、④とありますが、全国一律ではなく、供給区域ごとに獲得可能量の設定を行う妥当性でございますが、こちら全国一律の方式ですと、一般ガス導管事業者によっては、供給区域

において実際の需要増以上に獲得可能性が設定される場合がございます。ガス事業法第72条第5項においては、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無に応じて変更・中止命令の可否が判断されることになっていること、また、託送料金が一般ガス導管事業者の供給区域ごとに算定することも認められておりまして、これらを踏まえて、供給区域ごとに獲得可能性を設定することとしてはどうかと考えております。

次のスライドでございます。

⑤連結託送供給量の取り扱いであります。こちら、現状3年・4.5%のネットワーク需要の伸び率は、分母の需要量に連結託送供給量が含まれているところでありましたが、託送料金制度の算定方法と整合的にするために、連結託送供給量はネットワーク需要に含めないこととしてはどうかと思っております。

下の小さな絵がありますけれども、青い楕円の一般ガス導管事業者から右の赤い楕円の他社への導管に卸す場合、これが連結託送供給量でございます。

次に、⑥供給区域外へ突出した導管需要の取り扱いということで、今度は青い楕円から、下の黄緑色の需要家、個別の需要家に対して特定導管を引くような需要で、通称ヒゲ導管と言われるところでもありますけれども、こちらについては、託送料金制度では算定式の分母に計上されているということでございますので、その算定方式と整合的にするために、ヒゲ導管での託送供給量をネットワーク需要量に含めることを明確化してはどうかと思っております。

その上で、供給区域の外になりますので、変更・中止命令の対象とならないということであり。この場合、次に供給区域内で利益阻害性を判断する際に、既に獲得された需要量として算定に含めることとしてはどうかと思っております。

次に、スライド12でございます。

獲得可能性を超える既存需要の獲得の許容可否については、次の3点の理由から認めないこととしてはどうかと思っております。

1番目として、託送供給料金の上昇という形で需要家の利益を阻害する蓋然性が高まるということ、それから2番目として、託送供給料金が上昇しなかったとしても大きな逸失利益が当該供給区域内の需要家に発生する可能性があるということ、3番目として、これまでの実績として、累積獲得量が獲得可能性の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域が存在しないということ、これらから認めないこととしてはどうかと思っております。

一方で、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、託送料金が上昇することが見込まれる場合には、直接のガス供給を認めないという例外規定も、供給区域ごとに獲得可能性を設定することとするのであれば、理論上は託送料金の値上げが行われる蓋然性が低くなることから、

これも認めないこととしてはどうかというふうに思っております。

スライド13に、獲得可能量の残余分の取扱いについて、3つのステップで、こちらで考え方を示しておりますのでご説明します。

まず、先ほども少し申し上げましたが、事業の予見可能性、こちらを重視するという観点から、まず特定ガス導管事業の需要獲得時点を届け出時点とすることとしてはどうかと思っております。3年前の議論ではそのあたりが明確化されていませんでした。

供給開始時点と仮にしますと、新規事業者にとっては営業期間があり、契約するための交渉期間があり、さらに導管を引く工事があつた上で、ようやく供給開始となると、その3年間でそこまで実施するというのは、非常に厳しい。タイトな時間となってしまうことが、新規参入者にとって、ある意味で参入障壁になり得るのではないかと考え、こちらを届け出、例えば需要家とある程度合意をした時点をもって届け出るといふのがあり得るのではないかと思います。

次に、現行の制度を基本的に踏襲するといたしまして、供給区域ごとに年平均のネットワーク需要の伸び率を $a\%$ とすると、3年で $3a\%$ というのを3年間の利益阻害性の判断基準としてはどうか。それ以降についても、新たな想定で $a\%$ というのをきちんと統計に基づいて数値を算出し、その新たな伸び率で計算することとし、繰り越しはしないこととしてはどうかと思っております。さらに、新規参入者の事業予見性を高めるために、新たな期間が始まる半年前、9月末までに獲得可能量を国が求めに応じて開示することとしてはどうかと思っております。

その上で、3番目ですけれども、来年4月、2020年から2022年度の3年間については現時点で制度が決まっておらず、これらの予見可能性確保策が整備されていないということから、予見可能性が低いと思っておりますけれども、さらに、4月から供給区域ごとに獲得可能量を算出することによりまして、エリアによっては、来年4月から獲得可能量が極めて小さい、ゼロになるような供給区域も発生し得るということで、こういったエリアでは予見可能性が確保されているとはいいがたい状況でありますので、供給区域ごとに獲得可能量を算定する制度に移行することによって、2020年4月からの獲得可能量が現在の4.5%の残余分未満となる供給区域においては、新規参入者の事業の予見可能性を考慮して、激変緩和措置として、2020年から2020年度に限り、当該残余分を獲得可能量としてはどうかと思っております。

説明最後のスライド14でございますけれども、今回委員からご意見をいただいて、それを踏まえて、次回取りまとめに向けて調整したいと思っておりますが、細かな論点が幾つか残っていると思っておりますので、そちらも挙げさせていただきます。

1つ目は新制度の見直しの有無ということで、事業者の予見可能性確保の観点からも継続的な制度とするのが望ましいと考えておりますが、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している

中、さらに熱量バンド制の議論とか、それに伴う託送制度見直し等の動向も踏まえることが必要だと思っていますので、新たな制度開始後3年を目途に、本規定の運用状況を確認することとしてはどうかと思っております。

それから、ネットワーク需要の算定期間としては、先ほど試算値として平成18年から数値のとれる直近年度までとしておりました。ガスの場合、先ほどの数値にもありましてとおり、需要量が極めて大きく変動しますので、3年前も可能な限り長期の採録期間を設定することが適当とされているところではありますが、この伸び率のとり方というのも論点かと思っています。

さらに、新規事業者による需要獲得時点を届け出時点とする場合は、どういった書類でもってその届け出と認めるに足るかというところも論点の一つだと思っております。

最後に、既存需要に対してガスの供給実績がある特定ガス導管事業者については、取り戻す場合、当該需要の規模が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には利益阻害性の判断を行わないということで、3年前の資料でもそのような注意書きがあり、後ほどご覧になっていただければと思いますが、スライド17にも注1で記載しているところでございます。

この運用において、ガスの供給実績のある既存需要の規模というのが、供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくなった場合の扱いについては、これまで明示的に整理されておりましたが、そういった場合には、供給実績がある既存需要を除いた部分に対して利益阻害性の判断を行うこととしてはどうかというところも、細かな論点ですがあるかと思っていますので、こういったところも次回までに詰めていきたいと思っています。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問をご発言願いたいと思いますが、例によって、ご発言をご希望の方は名札を立てていただくようお願いをいたします。

いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

資料3の10ページから13ページまで詳しく出されております事務局案に賛成させていただきたいと思っております。

特に、一番問題となるであろう二重導管に係る獲得可能量の残余分繰り越しの件ですが、そもそも同じ制度を継続する場合に、繰り越しという考えがあるのであって、制度そのものを大きく

変更する場合には、本来採用することができないものだと考えております。

しかし、今回の場合、事業者ごとにネットワーク需要の伸びや、それに伴う新規参入者の獲得可能量を見るということになってまいりますと、これは紛れもなく大きな変更ということになります。この大きな変更というものを、都市ガス消費量の伸びというのが地域によって大きく違っているということがわかった以上、ぜひ今回導入すべきと考えておりまして、その変更が制度開始時には予見できなかったことから、繰り越しを1回に限り認めるということが、激変緩和措置として正義にかなうと考えております。

実際に、生ガスに強い興味を持って切り替えるということを前提に、自分のガス消費機器に不具合が生じないかということ、コストをかけて精査中の需要家もおられると聞いておりますし、また、そのようなところに非常に魅力的な価格を提示している特定ガス導管事業者もおられると聞いております。

したがって、そういったところがうまく成約してまいりますと、これまでの料金水準よりも大きく下がる料金水準が見込まれるということになりまして、この激変緩和措置というのは、二重導管の恩恵を受けられるということで、真摯にその内容を考慮してこられた需要家にも大きな安心を与えるということが考えられます。

したがって、ぜひこの案で実現をしていただければと願っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

私からは、12ページの獲得可能量を超える需要の獲得許容可否について一言申し上げたいと思います。

12ページにありますとおり、獲得可能量を超える需要の獲得は認めないことにした場合、二重導管規制の緩和枠を最大限活用するには、獲得可能量と同じ需要量となるお客様にしか提案できないということとなりまして、現実的には獲得可能量の上限に達することができない仕組みになるのではないかと考えております。

二重導管規制は、産業競争力の強化と既存導管の利用効率低下による託送料金の上昇によって、一般の需要家が不利益を被らないようにすることを両立させる制度だと考えておりまして、その趣旨を踏まえれば、初めて獲得可能量を超える需要の獲得があった場合、少なくともその需要については個別に利益阻害性を判断し、実際に託送料金が値上げとなるような状況でなければ、獲

得を許容すべきではないかというふうに考えます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、最初に言われた二重導管規制の規制で、そもそも廃止してしまう、原則自由とし例外的に規制する発想に関する整理としては、結論はこの事務局案でいいと思うのですが、考えていただきたいのは、影響がある、阻害性の可能性があるということは個別に阻害性を検討し、例外的に規制するのではなく一律に規制することを正当化する十分条件ではないということです。これは、必ず頭に入れておく必要があると思います。

いつも同じことを言って申し訳ないのですが、オール電化で家庭用の需要が大量にとられるということがあっても同じ問題が起こるわけですが、それによって影響があり得るからといって、オール電化にする住宅の数に上限を加えたり禁止すること、深夜料金を安くすることによって規制をするのか。そのような発想で規制することはない。とても不自然なことです。この課の管轄の範囲外だからやらないとかだとすると、やはり政策として相当おかしい。管轄の中で影響のあるものだけ規制するというはやはり政策として変だと私は思います。

しかし一方で、2番目に出された理由は全くそのとおりでと思います。導管投資は相当に長い期間影響を与えるものであるのに対して、大きな制度改革になるかもしれないルールの変更が議論されているときにこちらだけ急いで変えるというのはいかにもおかしい。

今後も利益阻害性の可能性があるということだけを言ってこれを続けるべきだという議論は、私は変なのではないかと思うので、それは必要条件ではあるのかもしれないけれども、十分条件ではないのだということ。他のところは規制しないのになぜこだけ規制するのかということは、2番目の理由がなくなった後では言わなければいけなくなると思います。

次に、繰り越しに関しては、事業者にかなり厳しいといいますか、新規参入者に対して厳しく、繰り越しは相当に限定的な経過措置としてのみ認めるということになっている、私はその点では若干不満ではあるのですが、一方で、経過措置と位置づけられてしまった以上、私としては他の審議会でも、経過措置というのをやたらと長くして、継続的に認めて既得権益を保護するようなことに対しては慎重であるべきだとか、予見可能性ということを声高に言って、結果的に既得権益を保護するようなことは慎むべきだということ強く言っているのにも関わらず、この局面だけ4.5%分というのは既得権益だと、何が何でも守れと言ったら、自分の発言がインコンシステ

ントになってしまう。少なくとも経過措置という格好で整理されるとすれば、事務局案は合理的かと思えます。

しかし、この点で2点弊害があり得るということは十分考えていただきたい。まず、先ほど東電からの指摘があったところですが、もし仮に繰り越しがあったとして、上限を僅かに超えてしまう需要家をとるのは、この3年ではとれないかもしれない、その結果枠を余してしまうことになってしまったとしても、それを次の回のところで繰り越しがあるから、合わせれば十分とれるといったことで、遅れるのは3年ということになるのかもしれない。繰り越しを無しとすると、ずっと上限に到達しないで、非常に限定的な格好でしか競争は起きないという可能性もあるということ。先の東電の議論と繰り越しの議論はリンクしている。

今回の整理は合理的だと思いますが、そのような問題が起こっていないかどうか、常に枠が余るということになっていて、それは需要がないから余っているのか、制約によるものなのかは、今後の改革に際してぜひ精査の上考えていただきたい。

何度も戻って申し訳ないのですが、経過措置を短くすることに関しては合理的だと思いますが、他の委員の方、他の審議会では、やたらと投資の予見可能性というのを重視したり、あるいはやたらと経過措置を長くしようとしたりということを画策する人たちが、ここではこれに賛成しておいて、他のところではやたらと長くするなんていうことは、逆の意味でインCONSISTENTだと思います。その点はよくよく考えて、この案に対して支持、不支持というのを言っていただければと思います。

次に、このやり方、繰り越しがないということだとすると、ある種の尺取営業のようなことをして、3年分のところをぎりぎりですり切れば、その後はなしにできることになる。例えば区切りの3月に3年2カ月の契約を結べばすり切れてしまうし、あるいは途中で契約されるものに関しても、尺取営業で期間を跨がるように契約を設定してしまえばすり切れるという、そういう戦略的な行動はとりやすくなる。あるいは長期契約を結ぶインセンティブというのがさらに強くなると思います。そういうようなおかしなことが起こっていないかどうかの監視の必要性はさらに増した。

だから、監視等委員会をお願いしますということを言うと、他のところでも監視等委員会はやたらと忙しいので、そのようなことまで押しつけられてもと言われるかもしれませんが、こうなった以上は是非ガスのそういうところにも関心を持っていただきたい。

さらに、ガスの事業者は、そういうことを疑われるような行動はぜひ慎んでいただきたい。もともと尺取営業だとか、不必要に長い契約に関しては、そもそも疑念を持たれているわけですが、こう整理された以上、そういうインセンティブが増したのではないかと指摘されて、それでもな

おかつやるということになったとすれば、せっかくこんなにもガス業界に有利なこの案を出していただいたところ、その案を最初から積極的に支持した委員に対して、顔に泥を塗る結果にもなりかねない。疑われるような行動を慎むようにぜひぜひお願いします。

以上です。

○山内座長

そのほかご発言のご希望はございますか。

又吉委員、どうぞ。

○又吉委員

私のほうから幾つかコメントさせていただきたいと思います。

論点2から6につきましては、事務局に整理いただいた案に異論はございません。

また、14ページ目の新制度見直しの有無について、二重導管規制については、熱量バンド制や託送制度の見直し議論とあわせて議論すべきというような整理にも賛同いたします。

ただ、13ページ目に示されている論点1について少しコメントさせていただければと思います。

2点目のところなのですが、利益阻害性の判断基準についてですが、供給区域別での獲得可能量算定というルール変更に伴って生じる課題というのを一度整理していただく必要があるのではないかと考えております。

前回もコメントしましたが、エリアごとの需要の伸びと獲得可能量をパラレルで動かすということになる場合、導管投資インセンティブが削がれる可能性も考慮すべきではないかと考えております。

パイプライン延伸によって新規開拓される需要と、ある意味、二重導管によって脱落する基地周辺エリアの需要というのは、単位当たりのネットワークコストが異なることも想定されますので、各エリアにおけるネットワーク需要の伸び、すなわちフローだけで利益阻害性を精査するという事に限界が来てしまう可能性はないのかといったところも、整理していただく必要があるのではないかと考えています。

また、逸失利益が需要家さんに与える影響だけではなく、新規参入者間の競争公平性に与える影響というものも少し考慮すべきではないかと考えております。特に今回、スタートアップ卸というものを新しく設定し、託送による小売参入を促そうという制度整備が進む中、託送料金の低廉化が阻害されることは決して望ましくないのではないかと考えております。その制度パッケージの整合性の観点からも、特定ガス導管を利用する事業者と託送を利用する小売事業者との競争公平性を担保するような配慮も必要なのではないかと考えています。

あと3点目ですが、予見可能性を担保する観点から、今回、激減緩和措置として残余分を獲得可能量とするケースがあるという案には異論はございません。

ただし、先ほどもご発言ありましたが、今回はある意味ルール変更を伴う特例措置であるということを明記しまして、原則と例外の区分を整理していただくようお願いできればと思っています。

以上です。

○山内座長

そのほかいかがでしょう。

それでは、沢田オブザーバー、続いて山野委員、それから市村委員。

どうぞ、沢田オブザーバー。

○沢田オブザーバー

それでは、二重導管規制の検討に際しまして2点申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、ただいまお話しがありました激変緩和措置についてでございます。

激変緩和措置は、過去実績に基づいて算出する2020年度から2022年度までの獲得可能量が3年・4.5%の残余分未満であれば残余分を獲得可能量とする、という内容になっております。

しかしながら、4ページに記載のあるとおり、直近実績を踏まえた大手4者のネットワーク需要の伸びは、各者需要拡大には努めているものの、残念ながらいずれも年平均1.5%には届いておらず、中にはマイナスとなる事業者もいるため、実際の需要の伸びを上回る既存需要脱落を許容するケースが生じ得えます。

利益阻害性判断は、需要の伸びに相当する既存需要が脱落したとしても、理論上託送料金値上げが行われることがないため、需要の伸びに相当する量は二重導管による獲得が可能といった考えで運用されておりますので、13ページに記載の繰り越しをしないということに加えて、10ページから12ページまでに記載されております、獲得可能量は一般ガス導管事業者の供給区域ごとに設定するという、獲得可能量を超える既存需要の獲得は認めないこと等は、適切な整理だと私どもは考えております。

新規参入者の事業予見性を考慮すべきといった考え方から、激変緩和措置はある程度理解できる場所ではありますが、今申し上げましたとおり、私どもにとりましては厳しい措置であると受け止めております。

今後、13ページに記載の措置がなされれば、2023年度以降は新規参入者の事業予見性が担保されますので、資料に記載のとおり激変緩和措置を導入するとしても、あくまで2020年度から2022年度までの期間だけに適用されるものとしていただきたいと思いますと考えております。

2点目は、既存需要獲得量の上限設定についてお考えをいただけないかということです。

一般ガス導管事業者による導管の整備促進などを通じて需要が拡大したとしても、その全量が二重導管による既存需要獲得可能量になってしまう現行制度設計では、仮に現行期間で3年・4.5%の既存需要が脱落して、次の期も同量が脱落した場合、累計で9%の脱落が生じるといったこととなります。結果的に、一般ガス導管をご利用の多くのお客様に多大な影響が及ぶ可能性があるということにつきましては、ご理解いただければと思います。

また、前回のワーキングの委員のご発言で、今後の議論に当たり、継続的にパイプライン整備に影響を与えないかといった視点にも留意すべきというご指摘もありましたけれども、現行制度設計では、こうした需要拡大に向けた取り組みにも悪影響が出ることも懸念いたします。

つきましては、需要拡大によって一般ガス導管をご利用の多くのお客様が裨益し、一般ガス導管事業者の事業予見性も担保できるように、既存需要獲得量に上限を設定する措置を検討事項に追加していただければありがたいと考えているところでございます。

以上でございます。○山内座長

山野委員、どうぞ。

○山野委員

まず、事務局の案に基本的には賛成です。前回のワーキンググループの際にもお話ししましたように、本来、託送料金が下げられたにも関わらず下がらなかった逸失利益ですが、実はこれは数量と地域ごとの託送料金が決ってるので、金額を算出できるので、パーセントの議論ではなく絶対金額の議論で、本当にどうなったのかというところを、今後あわせて検討いただきたいと思っています。

あわせて、やはり今回のヒゲ導管や連結託送の問題も、これは是正するために必要な件ですので、ぜひ合わせて正確に把握して議論を深めていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○山内座長

市村委員、どうぞ。

○市村委員

私からは、基本的には事務局でご整理いただいた内容には異存ないと考えております。

前回は申し上げましたが、ガスの消費者の利益が阻害されるおそれがあるかという、法律の解釈の要件というところだと思いますし、その上で基本的にはこれまでとは考え方は変えていない、すなわち、託送料金を上げない、上昇のおそれがないということの一つのメルクマールとして考えていると理解しています。その上で、託送料金というのは基本的には個別に設定され

ていますので、その点を踏まえて、各需要、エリアごとの需要を見るといったところは、基本的には合理的な整理と考えています。

他方で、とはいっても急にその制度が変わってしまうということになると、やはり予見性というところが阻害されるところでございますし、エリア全体、全てのエリアの中で4.5%というところが、利益を阻害するおそれがないとこれまで判断していたといったところもございますので、そういった観点から、経過措置を認めるといった形の考え方というのは一つ合理的な考え方と思っています。

では、経過措置として3年がいいのか何年がいいのかという話についてですが、予見性といった観点で申し上げますと、基本的には3年ごとに見直すといった形で制度がつくられているということだと思いますので、そういう意味では、3年間に限るといったところは、一つの合理的な整理であると考えているところでございます。

その上で、2点ほどでございますが、1点目は、先ほど佐藤オブザーバーと松村委員からお話があったところですけれども、確かに、獲得可能性を超える既存需要の獲得といったところについては、何が制約になるかというところはきちんと見ておかなければいけないのかなというのは、先ほどの話を伺いながら思ったところです。

少しでも既存獲得可能性を超えた需要をとろうとしたときに、僅かでも超えているのはだめです。需要家の需要量を下げるといことはできませんので、そういった観点で考えると、一律ここまでですということになってしまうと、上限に達しないといった可能性も出てくると思うので、そういったことがないのか、どういった制約で上限に達していないのかといったところは、今後きちんと見ていく必要があると思った次第でございます。

もう1点でございますけれども、基本的に、二重導管の緩和というか、これを認めるというのは、1つは競争を進めるといったところにあると思うんですけれども、これによって、まず短期的にはガス料金が下がるというメリットを需要家が受けるということがあるというのは、これは間違いないことだと思うのですが、他方で、このメリットというのが中長期的に実現されていかなければならないということではないかと思っています。

仮にですけれども、未熟調導管が敷設されたということで、需要家が事実上切り替えができないといったような事態が生じてしまうということは、本来的に競争を進めると、競争を活性化していくといった観点から、望ましくないということだとは思っているところでございます。

未熟調導管についても、特定ガス導管ということでございますので、差別的取り扱いの禁止ということが法律上も規定されているところかと思えます。

具体的には、他の新規参入者などが未熟調導管を使用する際に、不当にその導管を使うといっ

たことを拒んではいけないということが、ガス事業法上も規定されているところでございますので、基本的には事務局にご提示いただいた方向で二重導管規制の考え方というのは整理していく上で、一般ガス導管のみならず特定ガス導管側の利用状況というか、そういったところで適正な利用がされているかといったところも、あわせて確認していくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

以上です。

○山内座長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

二重導管規制の緩和は、メリットとデメリットの一種のバランスのとり方だと思いますので、事務局の考え方が一つの理解できる結論かなとは思いますが。

ただ、バランスというからには、メリットとデメリットがきちんと正確に認識されることが重要なんですけれども、先ほどからずっと、デメリットの計り方が難しいという話が出ているのですが、メリットの方も、今日のスライドの8ページを見ますと、A社とB社が言っていることとC社とD社が言っていることが全く違うんですね。国民目線でいくと、どっちが正しいかがよくわからないということで、ややバランスをとっていくための基本的なデータをとることが難しいということ、改善策を言えないのが残念なのですが、それを8ページの表から痛感させる所です。

それから、このテーマと直接関係ないのですが、4ページの、地域別に相当需要の伸びが違うということがはっきりとデータとしても証明されたわけで、ここから出てくる結論は、普通に考えて、旧一ガス事業者も積極的に越境すべきだと、需要が伸びているところに行くべきだという結論になるのが普通ではないかと思えます。

前、終わった話ですが、一括受ガスのときに、私は③案を支持したのですが、内管の保安が不安だからだめだという話だったのですけれども、内管の保安を他地域都市ガス事業者が行う場合には、そういう問題はかなり解消されるのではないかと思うので、前提として越境しないというマインドがあるからこそそういう話になるのであって、そこは電力とは大分違うのではないかと思えますので、この表を素直に見たら、きちんと経営戦略を考えてくださいということをお願いいたします。

以上です。

○山内座長

男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

基本的に事務局案に賛成でございます。

その上で、今後検討を深めることとして、2点目で挙げていただいておりますネットワーク需要の算定期間のところでございます。

こちらにつきましては、前回のこのワーキングでも、需要獲得量とパラレルでいったときの導管投資のインセンティブをどう考えるかという意見も出ていたところがございますので、そういった観点から、何年分の平均とするべきかという検討を深めていきたいのと、場合によっては、出てきた平均値に上限値等を設ける必要性がないかということについても検討を深めていただければと思っております。

○山内座長

次、大石委員ですね。どうぞ。

○大石委員

この二重導管の話は、3年前から審議会で話し合われており、消費者として聞いていて、既存の事業者と新規の事業者のそれぞれの言い分があるため、先ほどの橘川先生のお話ではないですけれども、消費者にとってのメリットは何なのかというところで相反するお話が出てきて消費者としてはなかなかわかりづらい部分が多いと感じています。確かに逸失利益ということも重要ですが、社会全体にとって本当にどちらが必要なのか、今後、未来に向かって重要になってくるのかという視点をぜひ入れていただければと思っております。

それともう1点、今回の13ページの3番のところ、「現時点では予見可能性確保の策が整備されていないから予見可能性が低い」ということが触れてありますし、それから10ページのところにも、獲得可能量の残量開示の可否ということで、今後は事業者が国に照会して、照会に応じて国が回答する形としてはどうかと書いてあるわけですが、これは実際には、いつから制度として動き始めるのかという点について、もし今わかっていれば教えていただければと思います。

以上です。

○下堀ガス市場整備室長

今の大石委員からの質問ですけれども、まず、これが来年の4月からということで、この制度が認められれば、その時点で得られる数値についてはきちんと国のほうで把握しようと思っております。この統計が、年単位で統計をとってきますので、それがリバイスされた瞬間からまた新しい数値ですけれども、基本的には3年間はその数値で、3 a %という、今の考えですと、そういう考えを持っています。

○大石委員

では、今回この審議が通れば、その時点でということになるということですね。ありがとうございます。

○山内座長

次、二村委員、どうぞ。

○二村委員

私は、今回出していただいた資料で、4ページ、ガスの需要の伸びが、地域ごとにかなり差が大きいということが改めてわかりました。もともと都市ガス事業というのは、地域性が非常に大きいと思っておりましたけれども、このように客観的に見せていただいたということで、今回のある種、地域別にマネジメントしていくような方法というのは、基本的によいのではないかと考えています。

今後、この施策が導入されてさらに進んだときにどういう影響が出ているのかということについても、より客観的に地域別に、特に既存の需要に対してどういう影響があったかというようなことについては、確認をしていただきたいと思います。

注意が必要かなと思いますのは、4ページの表を見ましても、年度によってもかなり差があって、これはやはり気候ですとか経済の状況ですとか、そういったものにも大きく影響されるのだと思います。そういう意味では、地域別の影響を見る場合にも、二重導管の問題だけではなくて、他の要因がいろいろと混じってしまうということはあるのかと思いますので、慎重に判断をすることが必要だと思いました。

○山内座長

武田委員、どうぞ。

○武田委員

私、この問題について発言しておりませんので、発言させていただきたいと思います。

事務局からお示しいただいたこの内容で、私は賛成でございます。

逸失利益の話が出ていますけれども、逸失利益については、中長期的な競争促進でそれを補償するという考え方であろうと思いますので、地域ごとにそれを正確に見ていくということと、また、複数の委員の先生からご発言がありましたけれども、事後的なチェックというものが重要であると考えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。よろしいですか。

いろいろご意見をいただきましたけれども、私の印象といたしましては、基本的な方向で皆さん、まとまってきたのかなと考えております。

いろいろな注意点、詰めるべき点、それから先ほどデメリット、メリットというものもありましたけれども、それから需要家監視の問題、幾つかご指摘を受けたところを事務局のほうで受け取っていただいて、また次回、議論をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の議題に入りたいと思います。

資料4のLNG基地の第三者利用に関する検討についてであります。

これを事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

それでは、資料4、LNG基地の第三者利用に関する検討ということで、ご説明をさせていただきます。

こちらについては、前回のワーキングでも、こういった形でアンケートをとるかということをご報告したかと思いますが、スライド1ですけれども、今年2月のワーキング資料の抜粋ですけれども、追加策ということで、20万キロリットル未満のタンクでガス導管と接続している、こちらのタイプのBについて、そのニーズがあるかどうかというのを広く調査をするという、そういう趣旨を踏まえて調査したものでございます。

調査内容はスライド3ですけれども、今年6月5日から1カ月間、船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地、それぞれに関して経産省資源エネルギー庁のウェブサイト等を通じてアンケートを行いました。本日も傍聴しておられる業界紙にもご協力いただいて、広く周知をしていただきました。ご協力に感謝いたします。

アンケートと並行いたしまして、全国の旧一般ガスみなしガス小売事業者に対してLNG基地の利用の申し出あるいは利用の問い合わせを受けたことがあるかどうかにつきましても、ほぼ同じ期間でガス事業法に基づいて報告徴収を実施したところでございます。

その結果が次のスライド4でございます。

まず、アンケートの回答が41件ありました。回答者の属性については、以下の表のようになっています。その結果、船舶でLNGを受け入れる基地についての具体的な利用ニーズは聞かれなかったところでございます。また、サテライト基地の利用につきましても、現時点では具体的なニーズはないけれども、今後の事業展開を見据えて利用を具体的に検討する可能性がある回答が2件あったということでございます。

あわせて、アンケートと並行して実施した報告徴収ですけれども、船舶でLNGを受け入れる

基地、それからサテライト基地ともに、事業者から利用の申し出あるいは利用の問い合わせを受けた旧一般ガスみなし小売事業者は存在しなかったということでございます。

このアンケート結果を踏まえまして、今後の対応方針をスライド5にしております。

アンケートの報告徴収結果から、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、具体的な利用の申し出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はなかったということではありますが、他方で、一部の事業者は利用に興味を有しているというのは判明したところでございます。

現行の「適正なガス取引についての指針」では、法定LNG基地に該当しないLNG基地について、第三者からの利用の申し出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれるとされておりますので、まずはこの指針に基づいて事業者間の相談が進むということが期待されますし、我々としてもフォローアップしていきたいと思っております。

今後、具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積していく中で、この指針以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討することとしてはどうかと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、今の事務局からのご説明について、ご意見、ご質問を承りたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

今回、サテライト基地の第三者利用まで含めて詳細なアンケートをとっていただき、また、LNG基地についてガス事業法に基づく報告徴収まで実施していただき感謝します。

結局、サテライト基地については、今回のアンケート調査では具体的なニーズは得られておりません。しかし、今後の発展可能性が示唆されていると思います。そのことに触発されまして一例を挙げますけれども、言うまでもなく、工業団地での燃料転換というものは天然ガスシフトに大きく貢献するものです。

4ページのところですけれども、非常に重要な示唆をいただいたと思っております、サテライトの基地というのは、それほど高額なものではないということを指摘したいと思っております。2,000キロリットルぐらいのLNG貯蔵容量で12億円ぐらいと聞いております。初期投資費用です。使用量をもっと少なければ、初期投資もほぼそれに見合っただけ減っていきます。170キロリットルぐらいでしたら2億円ぐらいかと思っております。

工業団地内のどこかにサテライト基地を置いて、そしてCO2削減に貢献をしていただきながら、またLNGの消費量をふやしていただいて、やがてサテライト基地では間に合わないというようなことになってまいりましたら、またサテライト基地の増設ということもあり得るでしょうし、場合によっては、一般ガス導管事業者がそちらのほうに導管を延ばしていくということも考えられるのではないかと。

これはコスト見合いのことですので、はっきりしたことは申せませんが、いずれにしても、全体として天然ガスシフト及び料金水準低廉化に沿うと考えます。当面は当然、液売りの競争も期待できると考えます。

旧一般ガス事業者のサテライト基地というのは、全国で100近くあると思うのですが、第三者利用のニーズを今すぐ生み出すことは難しくても、諦められることなく、まさにこのような細かなところに目配りをしていただいて、天然ガスシフトと導管延伸の可能性を引き続き探っていただきたいと思っております。

以上です。

○山内座長

沢田オブザーバー、どうぞ。

○沢田オブザーバー

基地利用の今後の検討におきましてご留意いただきたい点について、お話をさせていただきたいと思っております。

LNG基地につきましては、ガスシステム改革の議論の際に、競争部門に関わる設備と位置づけられておりました。しかしながら、大規模な基地になりますと、建設に数百億円程度の投資を要し、需要地周辺の土地確保も困難であるということで、新規参入者による基地整備の困難性の観点から、第三者利用が制度措置されたものと認識をしております。

一方、今回のアンケート調査の対象となりましたサテライト基地につきましては、草薙委員からも今お話がありましたけれども、建設の投資規模自体は数億円程度でありまして、確保する土地も小さく、大口のお客様も自前で保有しているケースもあるということで、基地整備は大規模基地に比べると容易だということでございます。このように基地の設備規模によって設備の困難性が大きく異なるということについては、ご理解をいただければと考えております。

引き続き、基地利用の検討に当たりましては、LNG基地が競争部門に関わる設備である点や、規模による整備の困難性が違う点を前提とし、今後も、特に基地保有者の事業運営に支障を来さず、基地建設のインセンティブも損なわれないようにご留意いただければと思っております。

以上でございます。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

私、お二人の発言を聞いて完全に混乱してしまいました。

正直、草薙委員のおっしゃったことは全く理解できなかった。全く理解できなかったというのは、小さな基地でコストが少額というのは当然なのですが、問題はそうではなく、ご発言では、規模が大きくなるとそれに比例してコストがふえてくるという観点だとすると、規模の経済性がある意味でない。小さな基地でもそれなりに小さな合理的なコストでつくれるという、そういうことなのだとすると、まさに今、ガス協会側がおっしゃったとおり、ある種の参入障壁みたいなものというのは極めて小さくて、小さな規模でも合理的につくれるということであるとするならば、第三者利用よりも自分でつくったらどうですかということはずごく自然。そうすると、もし本当にそうなら、そう返せばいいのではないかと。

ただ、問題なのは、ガス協会側としては、規模が小さければ投資額は小さい、だから自前で持っているところもあるんです、それは全然問題じゃないんです、そんなの当たり前ですから。そうでなくて、規模を2倍にしたとしてもコストは2倍にはなりません。それより大分小さいですよ。だから、ある種の規模の経済性というのがあって、それは個々のところがばらばらにつくるよりもまとめてやったほうがいい、そういうようなことがあるとすると、第三者利用のメリットは大きくなる。

LNG基地だとかでも全く同じですけども、本当に完全に規模の経済性がなければ第三者利用の意味は小さい。実際にあると認識されているからこういう議論がされているわけですね。

そうすると、もし本当に正しいんだとすると、規模を2倍にするんだったら2倍のコストで大丈夫ですと、そういう感じで、しかも相当小さなロットでできるということだとすれば、規制改革会議にはそう返せばいい。

だから、それが本当に事実かをもしご存じなら教えていただきたいし、そうでなければ、その点を調べれば、簡単な回答になると思いました。

以上です。

○山内座長

草薙委員。

○草薙委員

サテライト基地をめぐるましても、規模の経済性、範囲の経済性というのは効いてくる議論だと思えます。

サテライト基地から導管を延伸していくというようなことも理想的な姿として考えられると思いますし、また、使用量がふえて基地のリプレイスというようなことで行きますと、例えば、先ほど170キロリットルで2億円、2,000キロリットルで12億円と申しましたけれども、やはり大きくなれば、もちろん随分コスト的にも有利になってくるという面はあると思います。

第三者利用にかなうかどうかというところが問題なのですが、天然ガスシフトという観点からは、ぜひ燃料転換ということをお願いしたい部分もあるということでございます。今回は第三者利用のニーズについて調べておりますので、なかなかそれが出てこないということデータをとして受けて、そのことから触発されて申し上げたということでもあります。理論的には松村先生おっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○山内座長

事務局。

○下堀ガス市場整備室長

サテライトの額につきましては、ガス協会がおっしゃられた小規模なものが数億円というのは私も認識していますけれども、具体的な額とかを精緻に調べているわけではないので、せっかくのご意見ですので確認をしたいと思います。

○山内座長

よろしいですかね。

1つ言うと、設備そのものに対する規模の経済と、それから、短期で設備があつて稼働率を上げることによる経済、2つあるので、その辺の議論も分けてやったらいいかなと思います。

他にご発言ございますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

今までの議論とかみ合わないのですが、今のところ余りニーズがないというのが出てくるのですけれども、結構劇的に変わる可能性があつて、一番気にしているのはIMO規制なのですが、今のところSO_xの規制なのですが、CO₂が入ってくる可能性が十分あつて、例えばCO₂が20%の規制だとしたら、一気にLNGバンカリングへシフトする可能性が、50%になるとLNGでも対応できなくなると思うのですが、そういう可能性がある。

そうすると、内航船含めて、この基地というのは非常に重要な価値を持つてくる。今のところまだそこが認識されていないのかもしれないけれども、最近のトヨタの動きなんか見ていると、将来的にはそういう可能性があるということを入念に入れておいたほうがいいような気がいたしま

す。

○山内座長

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

そうすると、これからもう少し調べたほうがいいのではないかというご意見をいただきましたので、そういったことも調べた上で、事務局でご対応、検討いただきたいというふうに思います。

それでは3つ目、それから4つ目も一緒にやりたいと思うんですけども、議題ですね。

資料5、スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況に関する報告、それから資料6はガスの小売営業に関する指針の改定状況に関する報告、これを続けてご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

まず、資料5でございます。

スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況ということでございますが、昨年3月までにスタートアップ卸についてはご議論いただきまして、ありがとうございます。

その際に、本年7月までに各社において窓口を開設するというようになっておりまして、その卸元事業者の対象となります第1グループ、第2グループの旧一般ガス事業者に窓口を設置していただきました。こちらに書かれているところがそれぞれの窓口ということでございます。各社からは、我々エネ庁の事務局のほうに対して、卸上限価格が幾らになるかというのを算定根拠とともにご提出いただいていることもあわせてご報告したいと思います。

スライド2以降は、各社、まさにホームページに開設しまして、それぞれ募集を開始しましたということでございます。

こちら簡単ですが、以上でございます。

さらにもう一つ、資料6は、ガスの小売営業に関する指針の改定案、現時点版でございます。

参考資料として、参考資料1、参考資料2とありますけれども、これは3月までの一括受ガスに関する議論の中で、需要家代理モデル等出てきました。関連するところをワーキングでご議論いただき、その要素をガスの小売営業に関する指針に、このガイドラインに今入れているところでございます。消費者庁とかその他関係機関と協議を続けて、今、ほぼ調整が済んでいるところでありまして、今回この場でご報告させていただいて、今後、速やかにパブリックコメントにかけるという段取りでございます。

1つ、参考資料1とありますのは、まさにガス事業法に基づいてガスの小売事業に関することがガイドラインで、ご議論いただいた中には消費者契約法関係のところが多々ありました。大事な論点だと思いますが、小売ガイドラインに載せるには少しそぐわないかもしれないということで、参考資料1ということで、ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項

例ということで、消費者庁さんともご相談しながら、消費者契約に関する留意点を改めて別途まとめたものでございます。こちらそれぞれ完成しましたら、経産省のホームページにもあわせて公表するような形で、周知も図っていきたいと思っています。

参考資料2は変更点の新旧対照表でありまして、ご参考までに付けさせていただきます。最終チェックした上でパブリックコメントにかけて、9月末までに改定するという段取りでございます。

以上でございます。

○山内座長

それでは、今のご説明について何かご質問、ご意見ありますか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

私からは、大変細かいことですが、スタートアップ卸に関する受付窓口の設置状況という資料を拝見しまして、各社で取り組みを始めていただいたということは確認をしました。新規の参入を呼び込むための取り組みということになりますので、それがきちんと機能するように、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

7月中ということで、各社それぞれ何とか窓口をつくっていただいたということかと思ひまして、各社のホームページを拝見しました。それぞれ非常に簡素で、本当に窓口のご案内だけで、これがどういう制度かということについてもほとんど、たしか1社ぐらいしか記載がないようでした。プレスリリースなども確認をしてみました。ほとんどの事業者からはプレスリリースもされていませんでした。既存の事業者からすれば、余り気の乗らない取り組みなのかなと拝察はいたしますけれども、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思いますし、今後の取り組みの状況などについても点検を進めていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山内座長

では、次に草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

二村委員のご感想はもっともだと思ひのですが、私は第1グループ、第2グループ各位におかれて、スタートアップ卸のホームページが整備されたということは喜ばしいことだというふうに歓迎したいと思います。

ここでコメントしたいこととしまして、思いがけない分野の方からスタートアップ卸の問い合わせがあったときこそ、旧一ガスにとってもビジネス拡大のチャンスと捉えていただきたいと思います。ということでございます。

その方がなぜスタートアップ卸に興味を持たれたのかということ聞き取られて、しっかりとの方針をお持ちだということがわかれば、その方のビジネスパートナーとして、旧一ガスも積極的にさまざまな提案をして、これまでになかった類いの果実を得られ、そのことによってウイン・ウインの関係を築いていただきたいと願っております。

以上です。

○山内座長

市村委員、どうぞ。

○市村委員

私から資料6についてでございます。

ガス事業法の問題と消費者契約法の問題について適切に整理していただいて、ありがとうございます。基本的にはこういった形で進めていただければと思うのですが、その上で1点ご質問と、もう1点は今後のことについて意見を述べさせていただきます。まず1点目でございますけれども、多分、参考資料2の新旧対照表でお話をしたほうがわかりやすいかなと思っているのですが、4ページ目のところで、下から6行目ぐらいなんですけれども、「需要家の代理人は」というところにアンダーラインを引いてあるところなんですけれども、云々かんぬんとあって、「説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきである」といった記載があるかと思えます。

従来、これまで小売営業ガイドラインというのは、基本的には望ましい行為というのと、ガス事業法上、業務改善命令と勧告の対象となり得る問題となる、この2つが基本的には整理をされていたのかと思うのですが、この「べきである」といった表現については、イメージとしては、望ましいよりも少し強くて、問題となるまではいかないということなのかは思っているんですが、その位置づけについて、基本的な考え方をお伺いできればというのがまず1点目でございます。

2点目でございますけれども、こちら、今回の改定でどうという話ではないとは思っているのですが、ご案内のとおり、ガスと電力というのは垣根がどんどんなくなっているような状況で、そういったところを考えると、今、電力の小売営業の指針のところでも何度か改定がされているところだと思いますけれども、そういったところでガスにも共通に反映すべきところがないかといったところはあわせて、今後ご検討いただければと思っています。

例えばでございますけれども、電力の文脈の中では、取り戻し営業に対する規律というのが規定されているところでございます。こういったところについては、基本的にはガスの文脈の中でも同じ考え方が妥当するのかと思っているところでございます。このような、電気事業法のほうでいろいろな議論がされているところをガス事業法のところで何らか反映する必要がないか、基

本的には、もともとガイドラインをつくられた段階では両方見ながら、共通するところは共通する、違うところは違うといった形で整理をさせていただいているところだと思うので、そういったところも今後少しご検討いただければと思っております。

以上です。

○山内座長

事務局、質問について。

○下堀ガス市場整備室長

1つ目の「べきである」という表現ですけれども、ご推察のとおりといたしますか、効力としては何か、正直、望ましい行為と異なる点があるわけではありまないと。趣旨として、消費者庁とも相談しながら、しっかり強く表現するところを強くしたというところがございます。

もう一つについては、ご意見いただきましてありがとうございます。今回のタイミングに間に合うかどうかはわからないですけれども、前向きに取り上げて検討したいと思います。ありがとうございます。

○山内座長

沢田オブザーバー、どうぞ。

○沢田オブザーバー

スタートアップ卸の開始に向けて、発言をさせていただきたいと思います。

スタートアップ卸は、都市ガスの調達支援だけではなくて、ワンタッチ卸という卸供給形態によって、同時同量などの託送業務は卸元事業者が行うということになりますので、新規参入のハードルはかなり下がるものと考えております。

今回の取り組みを行うことで、ガスのスイッチングが促進されるということでは、事業者は厳しさを覚悟しながら対応していくわけですけれども、一方で、新規参入者と既存事業者がお互いに切磋琢磨することを通じて、本取り組みの趣旨に掲げられたように天然ガスの利用拡大につながるの思いでやっていきたいと考えておりますし、期待しているところでございます。

私どもといたしましては、卸元事業者がスムーズに供給を開始できるように、引き続き支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ほかにご発言のご希望ございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、今、いろいろご指摘もいただきましたので、事務局のほうでまたご検討をというこ

とありますが、何かありますか。

それでは、議事については以上とさせていただきたいと思います。

最後に、今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

次回の日程につきましては、10月29日火曜日15時から17時までで考えております。場所や議題については、改めて個別にご連絡をさせていただきます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、以上で終了ですが、何か特段ご発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして第9回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。

本日はご協力をいただき、どうもありがとうございました。

午前11時19分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541